

仕 様 書

本工事は、国宝、重要文化財を含む多くの文化財を収蔵、展示する奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という）の老朽化した排水管設備の改修をおこなうものである。排水管が、昭和 55 年建設時の鉄管のままのため、管内の錆による詰まりなどのトラブルが頻発、また、管内高圧洗浄も難しい状況にある。改修により、このような状態を解消し、安全・快適な施設とすることを目的とする。

1 工事名称等

工事名称：奈良県立橿原考古学研究所附属博物館排水管改修工事

工事場所：橿原市畝傍町 地内

工 期：契約日から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで

2 総則

(1) 適用範囲

受注者は、設計図書（図面、入札説明書、仕様書、設計図書に対する質問回答書）に従い、責任をもって履行する。

(2) 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。

届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

(3) 書面の書式及び取扱

書面を提出する場合の書式は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。

施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

(4) 疑義に関する協議

図面及び仕様書に内容の相違がある場合または疑義が生じた場合には、監督職員と協議する。ただし、軽微なものについては監督職員の指示に従う。

(5) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器及び材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は監督職員の指示に従う。

(6) 発生材の処理

発生材のうち、発注者に引渡を要するもの以外はすべて関係法令等に従い適切に処理し、監督職員に報告すること。

3 工事関係図書

(1) 施工計画書

受注者は、工事目的及び工事内容を理解した上で、契約締結後、工事の着手に先立ち、速やかに施工計画書を作成、監督職員へ提出し、承諾を受けること。

なお、施工計画書には次の事項を記載するものとする。

・工事概要 ・安全管理体制表 ・施工体制台帳 ・工程表 ・使用材料

(2) 工事写真

作業前後及び作業中の写真を撮影し、整理のうえ提出する。

4 工事現場管理

(1) 施工管理

設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び管理職員の指示の内容を周知徹底する。

(2) 施工条件

① 施工日及び施工時間は、次による。

ア) 博物館を開館しながらの工事となるため、施工日はおもに奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（令和元年11月19日奈良県規則第22号）に定める休館日とする。なお、来館者区域にかかる施工（1階来館者トイレにかかる工事）は休館日のみとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

イ) 来館者区域の工事につき、連続した日程での施工が必要となり、休館日のみに収まらない場合、施工日程につき監督職員と協議すること。

ウ) 施工時間は原則として9時から17時とする。

② 養生

機材の搬入や工事の実施に当たり、機材及び建築物その他設備について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。なお、建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

③ 整理、清掃、後片付け

工事に際して、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(3) 施工中の安全確保

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

② 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

5 施工

(1) 一般事項

① 施工

施工にあたっては、当該施設の執務に支障のないよう工程を組み、やむを得ずそれらに支障が生じる場合には事前に監督職員に報告し、調整を図ること。

施工は、設計図書に従って行うが、これらに明示していない事項でも、施工上技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

② 使用材料

本工事に使用する製品および諸雑材は、JIS規格又は各々それに合格した品質優良な新品とし、監督職員に了承を得ること。

③ 別途工事への協力と調整

契約期間中は、当該施設において施設改修にかかる別工事（電灯分電盤改修工事）を実施する予定であり、施工者は別途工事の施工に協力すると共に、円滑な工事進捗が行われるよう調整すること。

④ 工事写真

本工事施工については、工事写真、竣工写真を撮影すること。

⑤ 軽微な変更

機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは、監督職員と調整の上、本工事請負金額内で施工すること。

⑥完成渡し・取扱説明書の作成

工事完成に際しては、あらかじめ検査を行ったうえで監督職員に報告し、監督職員が完成検査を行う。

交換、また新規取り付けする配管、機器等の製品について、注意事項等の説明書を取りそろえて提出すること。

⑦工事保証

施工者は、工事完成後でも工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理または良品と取り替えること。

⑧工事負担金

工事時の電力及び上水等は、当施設のものを使用できるものとする。

⑨既設機器の撤去

指定した既設管、機器の撤去および廃棄は、法令に基づき適正に処分すること。

(2) 工事概要

博物館の排水設備を下記のとおり改修する。（別紙明細および、排水管工事位置図を参照）

①工事箇所

ア) 1階

- a. 1階来館者用男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレ（工事位置図では男子便所・女子便所・身障者便所と表記）
- b. 1階雑排水管（2系統：暗室系統～会所、廊下～トイレ系統～外部会所）
- c. 1階天井（2階排水管工事にともなう）

イ) 2階

- a. 2階男子トイレ・女子トイレ
- b. 2階雑排水管（2系統：学芸課系統、所員室系統）（工事位置図では前者を補助員室、後者を学芸員室と表記）

②工事内容

既存排水管を撤去した上で、新規排水管に更新する。なお、建物コンクリート内に埋め込まれた排水管の更新はおこなわず、管内洗浄・洗管工事のみを実施する。

ア) 1階

- a. 1階来館者用男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレ（工事位置図では男子便所・女子便所・身障者便所と表記）ピット内配管更新工事。
- b. 1階排水管
 - ・2階からの2系統（学芸課系統、所員室系統）PS～会所
→1階トイレ前廊下・シャワー室床面下部以外は管内洗浄・洗管工事のみ。
 - ・2階トイレからの2系統（男子・女子トイレ）PS～会所
→1階トイレ前廊下・シャワー室床面下部以外は管内洗浄・洗管工事のみ。
 - ・1階暗室系統～会所→管内洗浄・洗管工事のみ。
 - ・1階廊下～トイレ系統～外部会所
→1階トイレ前廊下・シャワー室床面下部以外は管内洗浄・洗管工事のみ。
- c. 1階天井→2階排水管工事にともなう天井解体・復旧工事

イ) 2階

- a. 2階男子トイレ・女子トイレ配管更新工事
- b. 2階雑排水管（2系統：学芸課系統、所員室系統）（工事位置図では前者を補助員室、後者を学芸員室と表記）の排水管更新工事。

(3) 機器仕様

既設品の仕様に関しては設計図書等のとおり。なお、取替・交換・代替品の仕様に関しては、5
(1) 一般事項②使用材料に記載のとおりとする。

6 工事検査

(1) 工事完成通知

契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の①及び②に示す要件の全てを満たす場合に、
監督職員に提出することができる。

①監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。

②「7 完成図書」の整備が全て完了していること。

(2) 工事検査

(1) の通知に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

(3) 工事引渡

(2) の検査に合格した場合は、成果物を発注者に引き渡すものとする。

7 完成図書

(1) 完成図書

工事完成時には下記書類を監督職員へ提出し、承諾を得ること。

- ・工事完了報告書
- ・竣工図（2部）
- ・工事写真
- ・使用機器図
- ・マニフェスト
- ・その他監督員が指示するもの

8 その他

(1) 守秘義務

業務上知り得た内容は、他に漏らしてはならない。